

中山間地域等直接支払制度検討会（第2回）の議事要旨

1 日 時： 平成11年2月17日 15:00～18:00

2 場 所： 農林水産省4F 第2特別会議室

3 議事の概要

（1）検討会における事務局説明の要旨

- EUでも自然的・経済的・社会的条件の不利な地域を対象地域としている。対象地域については、農政改革大綱に基づき、まず、地域振興立法の各地域が、直接支払いの対象地域として適格性を有するか検証を行い、その後これらの地域の中で、どのような農地を農業生産条件の不利なものとして指定していくかを検討していくことが必要。特農、山振の指定地域は上流に位置し、公益的機能の点で十分説明がつくとともに、指定要件も農業との関連がある地域。過疎地域は農業就業人口が大きいことから農業との関係が深いこと、離島地域、半島地域は傾斜地の率が高く条件が不利な農地が多いこと等を説明。
- 農地については、傾斜度が高くなるほど労働生産性等が減少するが、気温と積雪では農業生産の有利性、不利性は認められない。
- 高齢化率が高く、かつ耕作放棄率が高い農地は、耕作放棄が周辺の農地の条件を悪化させ、生産条件の不利な地域と言えるが、対象地域とするにはこれ自体は自然条件ではなく、人為的に左右できる条件なので、モラルハザードを防止することが求められる。
- 担い手の地域別比較として、東北、九州で認定農業者が多く、個々の農業者の力がどちらかといえば強い地域、北陸、近畿で生産組織への参加が多く、更に集落の機能も低下している中国四国で3セクが多くなっているというデータを紹介。多様な担い手の展開を考慮し、地域の実情に応じて対応していくことが有効ではないか。
- 日本はAMSの水準が諸外国に比べて高く、最終の約束水準との差が16%しかない。次回のWTO交渉を考えれば、もはや黄色の政策を作れる状況にはない。

（2）委員の主な意見（概要）

○ 対象地域

- ・ 大括りは5つの地域振興立法の指定地域でよいが、客観的な基準によってそれ以外のところもある程度取り込むもとを検討してはどうかという意見があった。
- ・ 離島や半島に関連し、単に上流・下流の関係でなく、都市との交流、観光、土壌流出の防止等を評価してはどうかとの意見があった。
- ・ 特別豪雪地帯等も検討してはどうかとの意見があった。

- ・ 5法の中でも地域を急傾斜地に限定して助成を厚くすべきとの意見があった。また、傾斜地に限り対象とすることとし、5法以外の農地も対象としてはどうかとの意見もあった。
- ・ 急傾斜地だけではなく、緩傾斜地、高齢化や離農が進んだ平地も対象にしてはどうかとの意見があった。
- ・ 気候に関しては、牧草しかできず、その収量も劣る条件の厳しい地域があるとの意見があった。
- ・ 畑の公益的機能は若干劣るが、除外すべきでないとの意見があった。
- ・ 施設管理については、対象農地だけでなく上下流のつながりを含めて対象とすべきとの意見があった。

○ 一団の農地

- ・ 5戸未満の集落もあることから、一団の農地は1 ha まとまらないところがあるのではないかという意見があった。
- ・ 一団の農地については、物理的連坦性だけでなく、現地の実態を考えて集落単位の設定とすべきとの意見があった。

○ 対象行為

- ・ 基盤整備のための話し合いや推進のための活動を対象行為とすべきとの意見があった。
- ・ 農業生産活動を5年間継続すれば十分とする意見と環境保全等公益的機能を増進する活動も付加すべきという意見に分かれた。前者の理由として農業生産活動自体に公益的機能があること、将来環境支払いをする政策意図があるならマイナスとなることが挙げられ、後者の理由として農業活動全てが必ずしも環境に良いとはいえない、WTO次期交渉をにらんだEUの動きに合わせるべき、都市住民の理解を得るために必要との意見が挙げられた。後者の意見が多かった。

○ 転作について

- ・ 中山間地域については転作を緩和すべきとの意見、直接支払いと転作はそれぞれ別の政策として関連づけずに行うべきとの意見があった。

注) 対象地域、対象行為、対象者まで議論する予定であったが、対象者まで議論が及ばず、次回に持ち越しとなった。